

議案第34号

目黒区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び目黒区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年6月19日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び目黒区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(目黒区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 目黒区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年10月目黒区条例第23号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項第4号及び第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(目黒区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 目黒区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年10月目黒区条例第24号)の一部を次のように改正する。

第26条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説明) こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に

関する省令（令和5年厚生労働省令第48号）により児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）が改正されたことに伴い、関係条例の規定の整備を行うため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。